

火薬類取締法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覽)

火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号) 1

改正案

現行

		<p>（譲渡許可証等の返納）</p> <p>第二条 譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該譲渡許可証又は譲受許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した譲渡許可証又は譲受許可証）を交付を受けた都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。第十三条において同じ。）（法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類に係る譲渡許可証又は譲受許可証にあつては、都道府県公安委員会）に返納しなければならない。</p> <p>一（四）（略）</p>	
		<p>（譲渡許可証等の返納）</p> <p>第二条 譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該譲渡許可証又は譲受許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した譲渡許可証又は譲受許可証）を交付を受けた都道府県知事（法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類に係る譲渡許可証又は譲受許可証にあつては、都道府県公安委員会）に返納しなければならない。</p> <p>一（四）（略）</p>	
		<p>（経済産業大臣と国家公安委員会との関係等）</p> <p>第十四条 法第五十二条第二項又は第三項の規定により経済産業大臣、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報する場合は、次の表のとおりとする。</p>	
通報すべき者	通報事項	通報の相手方	
経済産業大臣	法第三条、第八条、第九条	国家公安委員会	
	第三項、第十条第一項、第		
通報すべき者	通報事項	通報の相手方	
経済産業大臣	法第三条、第八条、第九条	国家公安委員会	
	第三項、第十条第一項、第	（法第四十五条	

	<p>二十八条第一項及び第四項、第四十四条並びに第四十五条の規定による処分（同条の規定による処分が海域に係るものを除く。）並びに法第十六条第一項の規定による届出の受理</p>	<p>海上保安庁長官</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>法第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第四十四条並びに第四十五条の規定による処分（法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による</p>	<p>当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会</p>

	<p>（新設）</p> <p>二十八条第一項及び第四項、第四十四条並びに第四十五条の規定による処分並びに第十六条第一項の規定による届出の受理</p>	<p>（新設）</p> <p>の規定による処分が海域に係るものにあつては、海上保安庁長官</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>法第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第四十四条並びに第四十五条の規定による処分並びに第十二条の二第二項及び第十六条の規定による届出の受理</p>	<p>（略）</p> <p>当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会（法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による処分が海域に係るものにあつては、海上保安庁長官）</p>

	<p>る処分で海域に係るものを除く。）並びに法第十二条の二第二項及び第十六条の規定による届出の受理</p>	
<p>指定都市の長</p>	<p>法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による処分（海域に係るものに限る。）</p> <p>法第三条、第五条、第八条、第九条第三項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第十四条第二項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第四十四条並びに第四十五条の規定による処分（法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による処分で海域に係るものを除く。）並びに法第十二条の二第二項及び第十六条の</p>	<p>海上保安庁長官</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

	規定による届出の受理	
(略)	法第二十五条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第四十五条の規定による処分（海域に係るものに限る。）	海上保安庁長官
(略)	(略)	(略)

第十五条 法第五十二条第四項の規定により国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官が経済産業大臣、都道府県知事、指定都市の長又は地方運輸局長に対し、必要な措置をとるべきことを要請する場合の区分は、次の表のとおりとする。

措置を要請すべき者	要請事項	要請の相手方
(略)	(略)	(略)
都道府県公安委員会	法第八条、第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第十七条第三項、第二十五条第三項、第二十八條第四項、第三十一条第五項、第三十四条第一項若	当該都道府県公安委員会を所轄する都道府県知事

	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

第十五条 法第五十二条第四項の規定により国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官が経済産業大臣、都道府県知事又は地方運輸局長に対し、必要な措置をとるべきことを要請する場合の区分は、次の表のとおりとする。

措置を要請すべき者	要請事項	要請の相手方
(略)	(略)	(略)
都道府県公安委員会	法第八条、第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第十七条第三項、第二十五条第三項、第二十八條第四項、第三十一条第五項、第三十四条第一項若	当該都道府県公安委員会を所轄する都道府県知事（法第十一条第三項及び第十四条第二項の規

<p>官 海上保安庁長</p>			
<p>法第二十五条第三項の規定による都道府県知事の処分</p>	<p>法第二十五条第三項の規定による都道府県知事の処分</p>	<p>法第八條、第九條第三項、第十一條第三項、第十四條第二項、第十七條第三項、第二十五條第三項、第二十八條第四項、第三十四條第一項若しくは第二項、第四十四條又は第四十五條の規定による指定都市の長の処分</p>	<p>しくは第二項、第四十四條又は第四十五條の規定による都道府県知事の処分</p>
<p>当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する都道</p>	<p>当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する都道</p>	<p>当該係留船の所在地を管轄する地方運輸局長</p>	<p>当該処分の権限を有する指定都市の長</p>

<p>官 海上保安庁長</p>			
<p>法第二十五条第三項の規定による都道府県知事の処分</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>しくは第二項、第四十四條若しくは第四十五條の規定による都道府県知事の処分又は法第十一條第三項若しくは第十四條第二項の規定による地方運輸局長の処分(湖沼河川にあるけい留船に係るものに限る。)</p>
<p>当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する都道</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>定による処分(湖沼河川にあるけい留船に係るものにあつては、当該けい留船の所在地を管轄する地方運輸局長)</p>

				府県知事
法第二十五条第三項の規定による指定都市の長の処分	当該処分に係る火薬類の消費地を管轄する指定都市の長	法第四十四条又は第四十五条の規定による経済産業大臣の処分	経済産業大臣	
法第四十四条又は第四十五条の規定による都道府県知事の処分	当該処分の権限を有する都道府県知事	法第四十四条又は第四十五条の規定による都道府県知事の処分	当該処分の権限を有する指定都市の長	

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十六条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工

				府県知事
	（新設）	法第四十四条又は第四十五条の規定による経済産業大臣又は都道府県知事の処分	当該処分の権限を有する経済産業大臣又は都道府県知事	
	（新設）			
	（新設）			

（都道府県が処理する事務）

第十六条 次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工

品のみの製造所に関する法第三条、第八条、第九条第三項、第十条第一項及び第二項、第十五条第一項から第三項まで（第一項ただし書の指定に係る部分及び第二項第二号の認定に係る部分を除く。）、第十六条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第三十条第三項、第三十二条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項（同項第一号の指定に係る部分及び同項第二号の認定に係る部分を除く。）及び第三項、第三十五条の二第二項から第四項まで、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三の十並びに第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該製造所が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

二 火薬庫に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

三 販売業者に関する法第四十二条、第四十四条及び第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該販売業者の販売所の所

品のみの製造所に関する法第三条、第八条、第九条第三項、第十条第一項及び第二項、第十五条第一項から第三項まで（第一項ただし書の指定に係る部分及び第二項第二号の認定に係る部分を除く。）、第十六条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第三十条第三項、第三十二条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項（同項第一号の指定に係る部分及び同項第二号の認定に係る部分を除く。）及び第三項、第三十五条の二第二項から第四項まで、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三の十並びに第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務

二 火薬庫に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務

三 販売業者に関する法第四十二条、第四十四条及び第五十四条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務

在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該販売業者の販売所が指定都市の区域内にある場合
当該指定都市の長

四 法第三十条第二項の消費者に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該消費者の消費場所を管轄する都道府県知事

ロ 当該消費者の消費場所が指定都市の区域内にある場合
当該指定都市の長

五 法第四十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（製造業者に関するものを除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 法第四十五条各号に規定する者の販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所、保管場所その他の火薬類の所在場所を管轄する都道府県知事

ロ 法第四十五条各号に規定する者の販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所、保管場所その他の火薬類の所在場所が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

(権限の委任)
第十七条 (略)

2・3 (略)

四 法第三十条第二項の消費者に関する法第四十二条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務

五 法第四十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（製造業者に関するものを除く。）

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)
第十七条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条第六項の規定による経済産業大臣の権限は、当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長が行う。

4 法第五十二条第六項の規定による経済産業大臣の権限は、当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長が行う。